

早婚夫婦支援事業補助のご案内

町では、新婚世帯を対象に、結婚新生活の経済的負担を軽減することを目的として支援を行っています。

補助対象者

令和7年1月1日～令和8年3月31日の間に婚姻届を提出し、受理され、次のすべてに該当する世帯

- ・新婚世帯の所得が500万円未満である
- ・夫婦共に婚姻届における年齢が39歳以下かつ、一方が25歳以下または29歳以下である
- ・新たな住居が南越前町内にある
- ・申請時に新たな住宅に夫婦共に居住し、その居住先が住民基本台帳に所在地として記録されている
- ・夫婦のいずれもが町税等を滞納していない
- ・過去にこの補助を受けていない

補助額

夫婦どちらかが25歳以下…40万円
夫婦どちらかが29歳以下…30万円

申請方法

町ホームページに掲載または保健福祉課、各事務所に設置の申請書に記入し、必要書類を添えてご提出ください。

申請場所

保健福祉課、今庄事務所、河野事務所

詳しくは、町ホームページを

ご確認ください



町ホームページ

問合せ

保健福祉課

☎0778-47-8007

結婚新生活支援事業補助のご案内

町では、新生活を始める新婚夫婦を応援するために、新生活にかかる費用の支援を行っています。

補助対象者

令和7年1月1日～令和8年3月31日の間に婚姻届を提出し、受理され、次のすべてに該当する世帯

- ・新婚世帯の所得が500万円未満である
- ・夫婦共に婚姻届における年齢が39歳以下である
- ・新たな住居が南越前町内にある
- ・申請時に新たな住宅に夫婦共に居住し、その居住先が住民基本台帳に所在地として記録されている
- ・夫婦のいずれもが町税等を滞納していない
- ・国または地方公共団体が実施するほかの補助を受けていない
- ・過去にこの補助を受けていない
- ・夫婦いずれもが暴力団員等でない

補助限度額

1世帯あたり60万円まで(住居費・引越費用・リフォーム費用を合わせた額が対象)

申請方法

町ホームページに掲載または保健福祉課、各事務所に設置の申請書に記入し、必要書類を添えてご提出ください。

申請場所

保健福祉課、今庄事務所、河野事務所

詳しくは、町ホームページを

ご確認ください



町ホームページ

問合せ

保健福祉課

☎0778-47-8007

地域包括支援センターです

■問合せ 地域包括支援センター (保健福祉課内)

☎0778-47-8009

社会福祉協議会地域包括支援センター (今庄福祉センター2階)

☎0778-45-1170

//

河野支所 (河野保健福祉センター1階)

☎0778-48-2260

地域とつながる“気軽に相談できる場”について、話し合いました！

2月27日(木)、南条保健福祉センターで、地域ケア推進会議、顔の見える多職種連携会議および高齢者見守り体制づくり会議を開催しました。

町内の医療・介護保険事業所の専門職やケアマネジャー、見守りネットワークの方々が出席し、株式会社オリナス 代表取締役 加藤瑞穂氏と、県民せいきょう丹南きらめき 施設長 渡辺丈大氏から、地域の取組事例をご紹介いただきました。グループワークでは、「こんな相談できる場があったらいい」「気軽に相談できる場づくりのために、何から取り組むか」について、活発に意見交換が行われました。



出席者の方からは、「地域と交流するためのヒントが見つかった」などの声が聞かれ、暮らしの中で町民のニーズを聴き取り、町民と一緒に地域を元気にしていく場づくりの大切さを理解するとともに、取り組みの一步を見つかったようでした。

今後も、町内のさまざまな立場の方々と、顔の見える関係性を保ちながら、協働・連携を図っていきます。